

## 第 2 4 号議案

### 電子計算組織の結合について

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

個人情報进行处理するため区の電子計算組織を区以外の電子計算組織と結合するに当たり、議決の必要がある。

## 電子計算組織の結合について

下記の業務に関する個人情報进行处理するため、中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）第21条第1項第2号の規定により、下記のとおり、中野区の電子計算組織を中野区以外の電子計算組織と結合する。

### 記

#### 1 業務

コンビニエンスストア等における、戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し並びに特別区民税及び個人の都民税に係る納税証明書及び課税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第1号に掲げる事項についての証明書をいう。）（以下「証明書」と総称する。）の交付

#### 2 結合の目的

コンビニエンスストア等において、個人番号カードを使用して、中野区の電子計算組織と電気通信回線で接続された専用の端末機に必要な事項を入力することにより、証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるようにするため

#### 3 結合の相手方

地方公共団体情報システム機構